

ひのはら 議会だより

5

2022.5.1
No.169



檜原村の一風景

目次

contents

- P.2 予算特別委員会報告 令和4年度予算審議
- P.5 令和4年第1回定例会
- P.9 各委員会報告
- P.11 議案と議決結果
- P.12 一般質問 8人9問

令和4年度 檜原村予算決まる

令和4年第1回定例会
(3月2日~25日)

令和4年度檜原村予算総額

(単位：千円)

区分	令和4年度予算	令和3年度予算	増減(△)額	増減率(%)
一般会計	3,500,000	3,872,000	△372,000	△9.6
特別会計	1,665,000	1,817,000	△152,000	△8.4

※一般会計予算額の中には、特別会計への繰出金 596,011 千円が含まれています。

予算特別委員会報告

■一般会計予算

対前年度比9.6%減額の35億円

歳入予算では、村民税全体で9.5%増額としており、その他の税目を含めた村税全体では5.1%の増額としていました。

地方譲与税は、森林環境譲与税の増額を見込み21.8%の増額とし、村の主要財源である地方交付税は新型交付税制度の導入、国税調査の数値、段階補正の見直し等を勘案し9.0%の増額、一方、東京都支出金は、市町村総合交付金、子育て推進交付金などの増額項目がある中、区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金、東京都文化財保存事業費補助金等を皆減としたため3.8%の減額としていました。

その他、国庫支出金は、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金、農山漁村振興交付金等の皆減により42.8%の減額、繰入金は、基金繰入金の減額により55.1%の減額、村債は、臨時財政対策債の減額により34.8%の減額としていました。

歳出予算では、総務費は「西多摩郡町村電算共同利用基幹系システム構築委託料」等を皆減としたものの「(仮称)農林振興施設建設」関連予算「庁舎外壁等改修工事費」など

により29.0%の増額、消防費は「消防器具庫設置工事費」「消防積載車購入費」等により55.9%の増額となっている。一方、農林水産業費は「おもちゃ美術館」関連予算の皆減などにより48.8%の減額、商工費は「じゃがいも焼酎製造棟施設」関連予算の皆減などにより28.2%の減額、教育費は「登録文化財旧高橋家住宅公開活用工事」関連予算の皆減などにより14.3%の減額、災害復旧費は「令和元年台風19号に伴う柳沢林道災害復旧工事及び村道等災害復旧工事費」「村道第70号倉掛線崩落構造物撤去工事費」の皆減などにより48.2%の減額としていました。

委員からは、歳入では、村税、地方交付税、東京都支出金など主要な財源の確保に関するここと、また、歳出では、施設の管理に関する経費、各種福祉施策、産業観光など村の主要事業を始め、新規事業に関する活発な質疑が行われました。

審議の結果、本予算案は、税収入を始めとする各種収入の確保、受益者負担の適正化等財源の確保に努める一方、行財政改革を継続しつつ「癒しの村」づくりの実現を目指し、循環型社会を構築し、住みよい村づくりを図るための「ひのはら緑(力)創造事業」安定した社会生活を保障するための「医療・保健・

福祉の更なる充実事業」健康で衛生的な生活環境を維持するための「環境保全対策事業」林業の振興と森林整備を図るための「森林再生事業」村の自然や歴史等を生かした「観光振興事業」心豊かな村民を育むための「総合的な教育施策事業」など「森と清流を蘇らせ未来に誇れる活力のある村づくり」を基本理念とした予算として編成されているとされ、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

■国民健康保健特別会計予算

事業勘定

対前年度比 4.9%減額の 3 億 3 千 100 万円

診療施設勘定

対前年度比 5.6%減額の 2 億 2 千万円

国民健康保険制度は、平成 30 年度から財政運営の責任主体が市町村から都道府県に変わり、東京都が国保運営の中心的な役割を行い、制度の安定化を目指すこととなり、4 年目を迎きました。

審議の結果、人口減少や高齢化などにより、国保税収入が減少する中で、被保険者の負担を最小限に抑えるため、税率を据え置き、総合がん検診などの保健事業も行い、給付費の抑制や村の地域特性に配慮した予算であると判断されました。

診療施設勘定について、歳入予算においては、人口減少と新型コロナウイルス感染症拡大による影響はあるものの、歯科の外来収入を治療制限が解除されたことから、外来収入全体としては微増としていますが、その他の診療収入、へき地診療所医療機器整備費補助金、一般会計繰入金、運営基金繰入金については大きく減額をしていました。

歳出予算においては、医療用機械器具の整備も行いながら診療業務に必要な経費の予算

が計上されていました。

審議の結果、村内唯一の医療機関として、計画的な機材の更新や、予防接種、訪問看護事業、特定健康診査、人間ドック、職員健診等への積極的な取り組みなど「健康管理と福祉の充実で元気な村づくり」を目指すための予算であると判断されました。

令和 4 年度檜原村国民健康保険特別会計予算については、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

■簡易水道特別会計予算

対前年度と同額の 1 億 8 千 800 万円

主要事業である、令和元年度から開始した南秋川水系配水管布設替事業は、今年度、数馬地内の配水管布設替工事を行うこととしており、国及び東京都補助金等の財源を有効に利用することにより財政負担を低くすることしながら、村内全域において安定した水の供給、維持管理性の高い水道施設していくための予算が計上されていました。

審議の結果、引き続き安全でおいしい水を安定して供給するための予算が示されたと判断され、採決の結果、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

■東京都都民の森管理運営事業特別会計予算

対前年度比 1.6%増額の 1 億 2 千 700 万円

都民の森は、東京都から 3 年間の指定管理者の指定を受け、施設の管理運営を行っています。本年度は、第 6 期となる令和 3 年度から令和 5 年度の 2 年目にあたり、多くの来園者が檜原都民の森の自然に癒され、憩いの場所として利用できるように質の高いサービスを提供していくための管理運営を実施する予算が計上されていました。

審議の結果、来園者のニーズの把握や、平成 2 年から都民の森の管理運営を実施してき

たノウハウを活かした、新規イベントの企画や従来のイベントの継続性を協議、内容の再構築や自主事業である「山の日イベント」の実施など、限られた予算の中で更なる来園者サービス及び集客力の向上に努めていることが認められ、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

■下水道事業特別会計予算

対前年度比 32.1%減額の 1 億 9 千 700 万円

檜原村特定環境保全公共下水道事業については、平成 11 年度に事業認可を受け事業を進めてきましたが、令和 3 年度で認可区域 102 ヘクタールの整備が終了し、令和 4 年度は、下水道施設の適正な維持管理や公営企業法適用に要する予算が計上されていました。

審議の結果、引き続き安定した下水道施設の管理をするための予算が示されたと判断され、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

■介護保険特別会計予算

対前年度比 5.9%減額の 4 億 6 千 400 万円

本年度は第 8 期介護保険事業計画期間となる令和 3 年度から令和 5 年度の 2 年目となり、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年、更には、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年を見据えた地域包括ケアシステムの着実な推進を図り、高齢者がいきいきと元気に暮らせる取り組みを促進していく予算が計上されていました。

審議の結果、引き続き要介護状態を防ぐための予防事業や被保険者が可能な限り、地域で自立した日常生活が営むことができるよう支援を行う地域支援事業の充実など、村全体で高齢者支援を進めていくために必要な予算であると判断され、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

■介護サービス事業特別会計予算

対前年度比 16.7%減額の 4 千 500 万円

審議の結果、村社会福祉協議会へ委託している地域密着型サービス事業が全体の支出の大部分を占めており、事業執行に必要な予算と判断され、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

■後期高齢者医療特別会計予算

対前年度比 8.1%増額の 9 千 300 万円

審議の結果、支出の大部分が広域連合納付金であり、後期高齢者医療制度の安定的な運営のために必要な予算と判断され、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、本特別委員会に付託されました案件 8 件は、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 野村雅巳

令和 4 年度簡易水道特別会計予算

反対討論 松村哲朗議員

反対の立場で討論する。簡易給水施設は設置から 40 年が経過し計画的な布設替えが必要である。本予算案では、従前通り、問題が起きた時点での修繕を想定したものである。簡易給水施設による給水地域は、地区によっては最も早く過疎化が進み、空き家が多くある。本予算案に示される村の考えでは、簡易給水施設の給水地区は現在の世帯数を上限にして、住民増による地区の発展が望みにくく、住み続けたい住民の意欲を毀損する恐れがある。空き家の整備は、移住定住の様々な施策に関係して、あらゆる方法を模索してこれまで以上に推進すべきであり、本予算案にも当然紐づいて計上されるべきであるが、認められない。現在のところ財源とす

る修繕料も、令和3年度当初予算に対して86.7%に減額しており、不十分である。以上のことから、本予算案に反対する。

賛成討論 清水兵庫議員

令和4年度檜原村簡易水道特別会計予算原案に賛成の立場から意見を申し述べます。

簡易水道事業は住民に、安全でおいしい水を安定して供給するため、水道事業の運営や施設管理を行っている。

平成30年度で、北秋川水系の配水管敷設替工事を終了し、令和元年度から、南秋川水系に着手し、令和4年度も主事業として予算計上している。

財源は、補助金などを有効に利用し、財政負担を低くし、維持管理して行くための予算としている。また、この水道事業は継続して行く事が重要であり、そのことが住民の信頼に応えていくこ

とだと思う。以上、賛成討論とします。

賛成討論 清水満男議員

簡易水道事業については、村民に安全でおいしい水を安定的に供給するため、これまで施設整備を行ってきた。北秋川水系の配水管の布設替工事を実施、完了しており、令和2年度からは南秋川水系の配水管布設替事業に着手し令和4年度においては数馬地区で実施する事。また、公営企業法に基づく法適用の対応についても順調に進んでいる事。整備にあたっては非常に大きな事業費が必要となるが、国及び東京都の補助金を最大限に活用し、厳しい財政状況の中、起債をせずに事業を進めていることは、非常に評価できるものと考える。配水管布設替事業は今後の重要なインフラ整備と考えており、早期完了に向け、円滑な事業執行を願い、賛成討論とします。



令和4年 第1回定例会

3月2日～3月25日の24日間開催し、
村長提出案件26件が、
審議の結果、すべて原案どおり
可決されました。

専決処分

議案第1号

専決処分の承認を求めるについて（令和3年度檜原村一般会計補正予算（第4次））
(説明) 子育て世帯臨時特別給付金・住民税非課税世帯等臨時特別給付金関連経費の追加に伴い補正をするものです。

条 例

議案第 10 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償支給に関する条例の一部を改正する条例

(説明) 特別職の職員で非常勤のものの報酬を
改正するものです。

議案第 11 号

檜原村消防団員の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例

(説明) 消防団員の報酬等を改正するものです。

議案第 13 号

檜原村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(説明) 医療職(1) 給料表について、継ぎ足し
の改正を行うものです。

議案第 14 号

檜原村職員の勤務時間、休日、休暇等に関する 条例の一部を改正する条例

(説明) 妊娠等に係る休暇について、新たに不
妊治療休暇の項目を追加するものです。

議案第 15 号

檜原村国民健康保険条例の一部を改正する条例

(説明) 民法の一部を改正する法律の公布に伴
い、結核精神医療給付金「20歳」を「18歳」
に改正するものです。

議案第 16 号

檜原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(説明) 健康保険法等の一部を改正する法律の施
行に伴い、未就学児の均等割保険税の軽減措置を
行うものです。また、檜原村国民健康保険税の適
正化に基づき国民健康保険税を改正するものです。

議案第 17 号

檜原村企(起) 業誘致促進条例の一部を改正する条例

(説明) 助成金の種類等に係る雇用促進助成金、
用地取得助成金、機械設備設置助成金の助成
内容等の一部を改正するものです。

議案第 18 号

檜原村長期継続契約を締結することができる 契約を定める条例

(説明) 翌年度以降にわたり長期継続契約を締結
することができるための必要な事項を定める条例

そ の 他

議案第 12 号

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

(説明) 後期高齢者医療の保険料について、
保険料の軽減にかかる経費を関係市町村の一
般会計より引き続き分賦金として支弁するため
の改正をするものです。

補 正 予 算

議案第 19 号

令和 3 年度檜原村一般会計補正予算 (第 5 次)

(説明) 補正額 1 億 3 千 453 万 5,000 円を
減額し、総額を 41 億 5 千 6 万 5,000 円と
するものです。

議案第 20 号

令和 3 年度檜原村国民健康保険特別会計補正予

算 事業勘定 (第 3 次) 診療施設勘定 (第 3 次)

(説明) 事業勘定 補正額 1 千 100 万 6,000
円を増額し、総額を 3 億 8 千 467 万 1,000
円とするものです。

診療施設勘定 補正額 764 万 9,000 円を減額し、
総額を 2 億 2 千 475 万 2,000 円とするものです。

議案第 21 号

令和 3 年度檜原村簡易水道特別会計補正予算 (第 3 次)

(説明) 補正額 1 千 648 万 7,000 円を減額し、
総額を 1 億 7 千 875 万 3,000 円とするものです。

議案第 22 号

令和 3 年度檜原村東京都都民の森管理運営

事業特別会計補正予算 (第 3 次)

(説明) 補正額 816 万 9,000 円を減額し、総額

を1億2千614万3,000円とするものです。

議案第23号

令和3年度檜原村下水道事業特別会計補正予算（第3次）

（説明）補正額1千74万2,000円を減額し、総額を3億1千479万1,000円とするものです。

議案第24号

令和3年度檜原村介護保険特別会計補正予算（第3次）

（説明）補正額3千791万5,000円を減額し、総額を4億7千246万7,000円とするものです。

議案第25号

令和3年度檜原村介護サービス事業特別会計補正予算（第2次）

（説明）補正額499万1,000円を減額し、総額を4千975万1,000円とするものです。

議案第26号

令和3年度檜原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3次）

（説明）補正額128万4,000円を増額し、総額を8千830万6,000円とするものです。

請願

請願第1号

産業廃棄物処理施設建設に反対する請願書

本請願は産業建設委員会に付託され、審議の結果、採択とすべきものと決しました。

※内容については、12ページの委員会報告をご覧ください。

採択とすべき討論 清水兵庫議員

この請願に賛成の立場から意見を申し述べます。

請願書の提出理由を読むと、産業廃棄物処理事業により、自然豊かな檜原村人里地区の自然破壊などのリスクが懸念されている。この地区は、もみじの里を目指して、100年後の子孫に残す一大プロジェクトを開拓、自然環境整備を行っている。自然環境破壊の懸念について、願意として7つの理由が示さ

れ、産業廃棄物処理施設建設に対して、地域住民から反対意見があることを、東京都に申し述べてもらいたいとの事。

自然環境破壊の懸念があることに対し、住民誰でもが自由にものが言える社会でなくてはならないものと思う。よって、本請願は、採択すべきものと考え賛成討論とします。

採択とすべき討論 中村賢次議員

私は請願第1号に賛成の立場から討論します。

私は、この請願書の内容を読み、住民の不安は当然のことと理解した。今議会中に新聞でも報道されたことから、村内ほかの自治会住民からも不安視する声が多数上がってきてている。また、檜原村のキャッチコピーは、“みどりせせらぎ 風の音”である。建設が計画されている場所は、まさに目の前を「森沢」という清流が流れしており、清流の女王天然ヤマメが生息している沢もある。また、少し奥に入れば夏には蛍が舞う地もある。そのような場所に産業廃棄物処理施設が建設されれば、近代的で安全な施設だとしても、村のイメージとは真逆な印象を村を訪れる人に与えかねない。

以上のことから、産業廃棄物処理施設建設に反対する請願に賛成するものであります。

採択とすべき討論 松村哲朗議員

採択すべき立場で討論します。山間地で造成した土地の構築物は安全とは言えない。排煙による森林と土壤の汚染は、川の汚染を意味する。運搬車の通行は事故の危険が増す。村の東部は子どもも多く、現状でも危険である。農薬、添加物同様、基準値への疑念は当然で、実害が出てからでは手遅れである。経済優先は産廃を生む原因であり、リスクの外部化により山間地域に建設される。過疎化は課題だが、人を呼びまた留まらせるのは経済ではなく自然環境である。脱炭素社会を目指

しゴミを減らす中で、焼却施設のあり方は慎重な議論が必要である。丁寧な説明と合意形成は、いかなる施設であれ主権者たる住民に対し行うべき最低限の手続きである。観光、移住定住施策を推し進める村に最も重要なのはイメージであり、守り向上すべき要素である。以上、本請願に同意します。

陳 情

陳情第1号

消費税・適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を働きかける国への意見書を求める陳情書

本陳情は総務委員会に付託され、審議の結果、不採択とすべきものと決しました。

※内容については、12ページの委員会報告をご覧ください。

不採択とすべき討論 森田ちづよ議員

2019年10月の消費税増税に伴い軽減税率が導入され、消費税が10%と軽減税率8%で混在している。異なる税率の混在により、これまでより税額計算が複雑になったことを受け、正確に課税関係を確認する必要があるため、インボイス制度を導入するものと認識している。インボイス制度が導入されると、仕入れや販売における不正やミスが防止されることも期待されるとともに、業務の効率化や消費削減に繋がり、消費税納税の透明性が図れるものである。

以上、消費税・適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を働きかける国への意見書提出を求める陳情書に対する反対討論といたします。

不採択とすべき討論 清水兵庫議員

意見書提出に反対する立場から意見を申し

述べます。

2019年10月の消費税増税に伴い軽減税率が導入され、現在2種類の税率が存在している。政府は取引の透明性を高めつつ正確な経理処理が出来るよう、2023年10月から「インボイス制度」の導入を決定した。インボイス制度が必要な理由は、仕入額控除を受けるためのルールとして、請求書保存方式に代わってインボイス方式の必要理由は「取引における消費税額を正確に把握するため」「正確な税率を確認するため」「不正やミスを防ぐため」の3つとしている。免税業者に対し課税業者からの取引についての懸念があるが、それがこのインボイス制度を中止する理由とは考えられない。また、インボイス制度の導入により、正確で不正の無い経理処理による消費税の納入を期待する。よって、本陳情については、不採択とすべきものと考えます。

採択とすべき討論 松村哲朗議員

採択すべき立場で討論します。元請事業者の税負担増や、それにともなう下請け先の選別、下請け先に対する税負担増分の割引圧力は、当然可能性として考えられ、陳情者が言うように十分考慮すべきである。村においては、事業の発注者が村であること多く、無関係ではない。制度の運用については、様々な想定に基づいた検討や説明が必要だが、陳情者が関係する土木建設業や、シルバー人材センターの皆さんに関係して、村に明確な考えが認められないのが現状である。制度の登録申請は昨年10月にすでに始まり、令和5年10月の運用開始としているが、準備が整っていない。コロナ禍も影響し、小規模事業者は、事業継続に関して、深刻な判断を迫られている現時点においては、時期尚早である。以上、本陳情に同意します。

議員提出議案

第1号

産業廃棄物処理施設建設に対して地域住民からの反対意見が有ることを申し述べる意見書
 (説明) 請願の願意が「建設に対して地域住民からの反対意見が有ることを東京都に対して申し述べてほしい」であり、本請願に対する議会としての対応については、東京都に対して意見書を提出するべきといたしましたので、議員提出議案として提出するものです。

提案説明 野村雅巳議員

令和4年2月14日付で和田自治会 吉本喜男氏から「比留間運送株式会社において現在建設計画中の産業廃棄物処理施設建設に反対する請願書」の提出が別添のとおりあり、檜原村議会では産業建設委員会に付託したうえで慎重に審査した結果、請願については採択するものと決しました。

檜原村の南谷にある和田自治会の住民は「もみじの里」を目指して、100年後の子孫に残す一大プロジェクトを展開し環境整備を進めているなか、その隣接する笛吹(うずしき)地区に産業廃棄物処理施設が建設されることを設置事業者「比留間運送株式会社」が開催した地元説明会で知らされ、その事業内容から請願書にあるような懸念を抱いています。

想定外の事故による環境破壊、交通事故等の懸念、それらにより過疎化に拍車をかけることとなり、自然環境を守るために、産業廃棄物処理施設建設に反対しており、このような地域住民の意見が檜原村議会に請願として提出されたことを建設の許認可権者である東京都に伝え、今後の審査や事業者への指導、さらに地域住民への配慮に対しても望むものであります。

ご採択くださいますようお願い申し上げまして提案説明といたします。

各委員会報告

総務委員会報告

総務委員会は、3月14日に開催し、1件の陳情審査を行いました。

○陳情第1号

消費税・適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入中止を働きかける国への意見書を求める陳情書

本陳情の趣旨は「2023(令和5)年10月から実施される消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入中止を働きかける意見書を国に提出してください」とする内容です。

審査の結果、「免税事業者が課税事業者になることにより取引先から排除されることもない

と解釈している。また、事業者の考えにより免税事業者として続けることもできるので、制度としての不利益はないと考える」「この制度の目的が、取引の正確な消費税額と消費税率を把握することであり、正しい消費税の納税額を算出することになり、軽減税率制度への対応、税の公平性を担保するための制度であると認識している」「事務負担の増加があるが、パソコン等による経理処理はソフト化されつつあり、導入すれば問題ないと思う」「免税事業者はインボイス制度が始まるからと言って直接的な不利益はないが、インボイスを発行することができないので、課税事業者との取引を断られることに

なるということだが、インボイスはそのようなことに対処する大事なことであるので、制度を正しく理解することが必要」「インボイス制度は適正な課税を確保するため、正確な税額を記載するために導入した制度であり、取引の透明性を高め、不当な値上げ行為を是正し公正な税負担の確保につながると考える」「免税事業者が取引から排除されかねない、事務負担が複雑になるという懸念もあるが、経過措置もあり、電子インボイスの利用、活用により効率化も進められている」などの陳情書の趣旨に賛同できないとする意見と「個人事業主、ひとり親方、免税事業者と言われる小さな事業者の方々が免税事業者から課税事業者になると売り上げの10%を消費税として納めることとなること、経費として内訳をレシートからひろうこととなり手間が多くなり大きな負担となり労働意欲をそいでしまうのではないか」「中小事業者により日本の経済は支えられていて、生産力、供給力が落ちればインフレになる。日本の経済を考えればコロナ禍にあってはまだ施行すべきではない」

「行政側の面でも実態に対して対応できていない。シルバー人材センターの件もそうだが、準備が出来てない状況であるので施行は早いのではないかと感じる」として、陳情書の趣旨に賛同する意見が委員からあり、举手による採決の結果、举手多数により「不採択とすべきもの」と決しました。

委員長 峰岸 茂

産業建設委員会報告

産業建設委員会は、3月15日に開催し、1件の請願審査を行いました。

○請願第1号

産業廃棄物処理施設建設に反対する請願書

本請願の趣旨は「比留間運送株式会社にお

いて現在建設計画中の産業廃棄物処理施設建設に反対する請願書です」とする内容です。

審査の結果「請願書の理由として記載されている7項目に対しては、説明会等においてそれぞれ説明を受けているところであり、事業者においても対応することあります。が、一部地域の住民が建設に反対するということは十分承知しており、このことに関しては反対するものではない」「人里の住民の方はもみじの里、旧高橋家住宅など地域一丸となって地域を盛り上げようとして、一生懸命頑張っている地域である。そういう人達から出された請願で内容に賛同できる」

「村側に事業内容と許可の性質を確認したところ、檜原村として意見は出せるが認可権がないとのことで、村議会としても物申すことは出来ないが、請願理由に産廃処理事業による自然豊かな人里地区の自然破壊などのリスクの懸念、もみじの里を目指した100年後の子孫に残す一大プロジェクトを展開し自然環境整備を行っており建設には不安がある、というようなことが書かれている。

自然環境破壊の懸念については、願意が7つの理由として示され、産業廃棄物処理施設建設に対して、地域住民からの反対意見があることを東京都へ申し述べてもらいたいとの事でしたので、私達が住民の方の意見を尊重し、自然環境破壊の懸念があることに対し、住民誰もが自由にものが言える社会でなくてはならないと思う」などの請願書の趣旨に賛同する意見が委員からあり、举手による採決の結果、举手全員により「採択とすべきもの」と決しました。

委員長 野村 雅巳

令和4年第1回定例会で審議された議案と議決結果

議長 山寄源重 ○=賛成 ×=反対

区分	議案名	議席番号及び議員名									議決結果
		1 森田 ちづ よ	2 清水 満男	3 峰岸 茂	5 松村 哲朗	6 野村 雅巳	7 清水 兵庫	8 浜中 由造	9 中村 賢次		
議決分	第1号 専決処分の承認を求ることについて (令和3年度檜原村一般会計補正予算(第4次))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
予算	第2号 令和4年度檜原村一般会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第3号 令和4年度檜原村国民健康保険特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第4号 令和4年度檜原村簡易水道特別会計予算	○	○	○	×	○	○	○	○	○	可決
	第5号 令和4年度檜原村東京都都民の森管理運営事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第6号 令和4年度檜原村下水道事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第7号 令和4年度檜原村介護保険特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第8号 令和4年度檜原村介護サービス事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第9号 令和4年度檜原村後期高齢者医療特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
条例	第11号 檜原村消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第13号 檜原村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第14号 檜原村職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第15号 檜原村国民健康保険条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第16号 檜原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第17号 檜原村企(起)業誘致促進条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第18号 檜原村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議定	第12号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
補正予算	第19号 令和3年度檜原村一般会計補正予算(第5次)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第20号 令和3年度檜原村国民健康保険特別会計補正予算(事業勘定第3次、診療施設勘定第3次)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第21号 令和3年度檜原村簡易水道特別会計補正予算(第3次)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第22号 令和3年度檜原村東京都都民の森管理運営事業特別会計補正予算(第3次)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第23号 令和3年度檜原村下水道事業特別会計補正予算(第3次)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第24号 令和3年度檜原村介護保険特別会計補正予算(第3次)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第25号 令和3年度檜原村介護サービス事業特別会計補正予算(第2次)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第26号 令和3年度檜原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3次)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
請願	第1号 産業廃棄物処理施設建設に反対する請願書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	採択
陳情	第1号 消費税・適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入中止を働きかける国への意見書提出を求める陳情書	×	×	×	○	×	×	×	×	×	不採択
議題提出	第1号 産業廃棄物処理施設建設に対して地域住民からの反対意見が有ることを申し述べる意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

一般質問

登壇8人 村政を問う

3月議会の一般質問は3月22日に行われました。
内容は、要約して受付順に掲載しています。

松村哲郎議員

ファミリー・サポート・センター事業の 更なる推進について

社会状況の変化も踏まえ、
事業の周知や会員募集に努めていく



質問 村は雇用の創出を図り施策展開している。コロナ禍や働き方の変化を受けて、子育て世代の村への移住を希望する声も多いと聞く。本事業は育児について助け合う会員組織で、様々な理由により育児のサポートが必要なときに利用できる。村において必要性が増しており、さらなる推進が必要と考え、次の点について伺う。

①事業の実施状況は。

②事業の課題と今後の施策対応方針は。

村長 ①利用会員3名、協力会員1名、両方を兼ねる方2名、合計6名の会員登録である。利用状況は令和4年2月末現在1回の利用状況となっている。

②会員が少ないため、利用も限られた事業となっている。今後は、子育て家庭のニーズ及び社会状況の変化も踏まえ、事業の周知や会員募集に努めていく。

質問 周知方法やニーズの把握をどのようにしていくのか。助成制度創設の考えは。

福祉けんこう課長 地域の中で子育てできるような環境で事業の会則があるので、その検討を行う。登録会員の方にも協力をいただき、会員同士で周知をしていただく。助成制度は事業の会則の中で検討を行っていきたい。

松村哲郎議員

滞留型観光の実現に向けて

施設と各事業者、ツアーアイテム者が連携することで実現していく

質問 それぞれの観光スポットだけではなく、檜原村を広く楽しんでいただくための仕組みづくりを政策的に具体化する段階に移行したと考える。マイカーに頼らない移動や観光の推進を図るべきと考え、次の点について伺う。

①滞留型観光の実現に向けた具体的な施策展開は。

②観光客の移動手段の現状と課題は。

③滞留型観光の実現に向けて村観光協会に期待する役割は。

村長 ①ハード、ソフト両面の充実が必要と考え観光活用できる施設を整備してきた。施設と各事業者、ツアーアイテム者が連携していくことで滞留型の観光が実現していくものと考える。

②公共交通手段のほか、バイク、自動車が主流であり、バスの便数、ハイシーズンの駐車場不足等の課題があると認識している。課題解決のため、観光協会では、新たな移動手段としてレンタサイクルの事業をさらに進めていくと聞いている。エコツアーや森林セラピー事業等の中で移動手段を確保していくような方向で事業を構築していただいている。

③地域資源を活用した村観光の発展を俯瞰的な立場で考え方を伺いたい。

峰岸茂議員

後期高齢者医療における
医療機関への窓口
負担引き上げについて

窓口負担引上げられても
村独自の医療制度は続けていきたい



質問 ①後期高齢者の医療機関への窓口負担を2割に引き上げる目的は。

②窓口負担が2割になる時期は。

③2割に引き上げられる受診患者への配慮措置は。

村長 ①国は団塊の世代が75歳以上となる令和7年を見据え、全ての世代で安心を支えていく社会保障制度を構築するためとしている。
②令和4年10月1日からである。

③国は2割負担になってから3年間は負担増を1か月当たり最大3,000円に抑える配慮措置を講じるとしている。

質問 ①現在、檜原村が行っている窓口負担額の2分の1を助成する制度は引上げが行われた後も継続するのか。

②受診患者への配慮措置について村も国と並行して3年間、独自に1,000円を講じるよう提案したい。

村民課長 ①この制度は継続したいと考えている。
②制度設計や予算措置が必要になるので、村独自の配慮措置1,000円は、担当としては難しいと考えている。

清水満男議員

今後の定住、
移住政策について

住宅マスターplanの計画を
基に住宅の整備を進めていく



質問 ①今後の公営、村営住宅の整備について。
②村内の空き家戸数及び登録件数について。
③今後の空き家対策に対する考え方について。

村長 ①住宅整備は今後も進めていきたい。空き家対策や定住促進も含め、住宅マスターplanの策定を予定し、その計画を基に住宅の整備を進めて行く考えである。
②令和2年度の調査で空き家は293戸、令和4年3月1日現在登録件数は6件。
③固定資産税が特例により所有者の税負担にならず、また、村が買取場合、通常取引価格ではなく、固定資産評価額の1.5倍程度である。そして、相続手続されていないため、取引が難しくなっている。空き家等対策計画第2期の基本的な方針に基づき、施策を実施する。

質問 地域おこし協力隊の活動内容と空き家登録しない理由は。

企画財政課長 登録空き家の案内や移住、定住に対する相談を行っている。登録しない理由は年に2,3回所有者が家にもどるため。

6月議会
お知らせ
(予定)

- | | |
|---------------|------------|
| ・ 議会運営委員会 | 5月 25日 (水) |
| ・ 定例会初日(一般質問) | 6月 2日 (木) |
| ・ 常任委員会 | 6月 6日 (月) |
| ・ 定例会最終日 | 6月 7日 (火) |
| | 6月 10日 (金) |

清水 兵庫議員 村の環境整備と 考えについて

すばらしい自然環境をそのまま
次世代へ引き継ぐ考え方である



質問 檜原村の令和4年度の重点施策の一つ、人々が住みたくなる村を挙げ、自然環境の保全と公害防止、各種施設の保全を図るとしている。下水道事業は、令和3年度で認可区域を終了した。そこで、以下を伺う。

- ①下水道の接続率向上をどう図るか。
 - ②下水道認可区域外の対応は。
 - ③自然環境の保全と公害の無い村としての考えは。
- 村長** ①接続率90%以下の自治会は、自治会長を下水道推進委員会委員に委嘱し、下水道接続率の現状等の説明を行い、事業への理解を進めている。一方で、接続をお願いする記事を年4回、村広報誌に掲載している。
- ②村の下水道区域における個人負担、村負担額等から区域外への浄化槽の設置、維持管理に係る費用に対し補助を予算化し、文化的な生活と河川の水質保全を図っていきたいと考えている。
- ③檜原村は、首都東京の中で内陸部にある唯一の村であり、その自然環境は保全すべきものと考えている。公害の無い村としては、村が出来る範囲で、公害を発生しない、させないという考え方を持ち、すばらしい自然環境をそのまま次世代に引き継いでいく考え方である。

浜中 由造議員 檜原村における認知症 施策の充実について 高齢者や若年性認知症の 方の家族支援と普及啓発を 併せてしていく



質問 ①現地点における認知症取組について。
②認知症施策に関する今後の取組について。

村長 ①予防と早期発見の対策、災害時の避難支援、防犯等の支援体制の充実、住民と行政が一体となり高齢者の安全・安心対策等、見守り体制の強化を行っている。

②巡回型認知症予防教室等の講演会の周知と今後は認知症を理解するための普及啓発を行っていく。

質問 ①認知症の方の見守り、理解の一つとして「どこシル伝言板」といわれる認知症QRコードシールの導入は。

②フレイル予防の導入を含めた活用と認知症予防として巡回型認知症予防教室の講演会等でSNS等活用の取組の導入と今や認知症は高齢者だけの問題ではなく若年層にも広がっているが、将来に向けた取組については。

福祉けんこう課長 ①「どこシル伝言板」は村の地域特性としてそぐわないが、今後導入については、認知症の方を見守る方法の一つとして検討していきたい。

②SNS等の活用方法について、今後、検討していきたい。併せて高齢者や若年性認知症の方の家族支援、若年性認知症理解の普及啓発を行っていく。

森田 ちづよ議員

脱炭素社会の 実現について

檜原村地域再生可能
エネルギー導入計画を策定する



質問 ①村行政として行ってきた脱炭素に向けた取り組み及び達成状況について。

②今後の脱炭素社会の実現に向けた目標とその実現方策について。

③脱炭素社会の実現に向けた支援策について。

村長 ①村の特性を活かした再生可能エネル

ギーの導入を進めてきている。2020年における1990年比20%削減の目標に対しては2018年において14%となっている。

②目標として本年度「檜原村地域再生可能エネルギー導入計画」を策定し引き続き木質バイオマス、太陽光、太陽熱、小水力等を利活用していく。

③太陽光発電システム、電気自動車の普及等を進めていく。また、家の断熱を高める支援策等を構築していくことが必要と考えている。

質問 再生可能エネルギーの具体的な活用方法のほか省エネ、再エネ、リサイクルに対する取り組みや支援も必要と考えるが如何か。

産業環境課長 具体的な施策は、今後ロードマップ等を検討したいと考えている。提案の支援策等を参考に、計画に基づき検討したい。

野村 雅巳議員

マイナンバーカードの取得推進について

村の広報で周知している



質問 ①村における現時点でのマイナンバーカードの交付状況。

②村におけるマイナンバーカードの取得を促進するための取組みについて。

村長 ①令和4年2月1日現在で656枚の交付で、人口に対して31.1%となっている。②村の広報において、申請の促進や受け取り方法、マイナンバーを証明する書類の活用方法、更新の手続、住所変更に伴う手續等を、毎月周知している。

質問 ①今後の利活用と取得促進、さらには検診の受診率の向上を図るために、村が実施するがん検診や特定健診を受診した方に対し、独自事業としてポイントを付与しては如何か。②マイナンバーカードの交付事務を予約制と

した上で、平日の業務を夜間延長し、窓口を開庁できないか。

村民課長 ①担当課において、受診率を向上させるためにも必要だと考えるが、ほかの課との検診事業との調整や、事業をするまでのシステム改修に多額な予算措置が必要と想定されるので、財政担当課と調査研究をしていきたい。②希望者があれば予約制にて夜間延長し、窓口での交付事務を行うことは可能と考えている。

中村 賢次議員 施政方針について 「村民が誇れる村づくり」に 取り組んでいく



質問 ①医療・保健・福祉の更なる充実があるが、具体的な取り組み内容は。

②村長の考える、豊かな自然を護り、安心して住み続けられる村とは、具体的にはどのようなものか。

村長 ①要介護者に対し、タクシー乗車料金、ガソリン購入費の一部を助成。50歳以上を対象に帯状疱疹ワクチンの予防接種を自己負担なしで実施。

②自然の恩恵を地域産業へと結びつけ、持続可能な村を目指し、子供から高齢者まで安全で安心して暮らすことができる村民がほこれる村づくりに取り組んでいく。

質問 重度障害者タクシー乗車料金の助成に関する要綱では、一回計年度に1万5千円を限度とするとあるが、居住地を考慮に入れた助成制度を望むが如何か。

福祉けんこう課長 障害者の方のニーズに合わせ、地域の実情を考慮し、一律ではない公平で適切な助成ができるよう検討していく。

議会を傍聴しませんか

傍聴される方は、議会事務局入口で「議会傍聴届」に必要事項を記入していただいた後、「議会傍聴券」をお持ちになり議場へ入場してください。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、予定が変更となる場合があります。



お問い合わせは議会事務局へ 電話 598-1128

議会だよりに「声」をお寄せください

お気軽にご意見・ご要望をお聞かせください。お寄せいただいた意見は全議員に配付し、今後の議会運営の参考にさせていただきます。
お問い合わせは、議会だより編集委員会へ

TEL 598-1128

FAX 598-1009

Email : gikai@vill.hinohara.tokyo.jp

編集後記

この冬は最近になく寒かったように感じました。特に1月・2月は作年と比較して平均で2度位低温だったと思います。

しかし季節は確実に廻っていて4月に入り暖かい日が続いています。人里の枝垂桜も寒い冬を耐えてきたせいか、9日ごろ一斉に咲き誇り、例年になく一段と色鮮やかに感じました。

4月からは、家族や友達と離れ、新しい道に進んだ人もいることと思います。それぞれに困難もあると思うますが、自分を信

じて前に進んでいただきたいと思います。

2月24日、ロシア軍の侵攻により、ウクライナからは悲惨なニュースが毎日伝えられています。突然、最愛の家族や家を亡くしたウクライナの人には掛ける言葉も見つかりません。この戦争が一刻も早く終結し、侵攻前の普通の日常が戻ることを願わざにはいられません。

(中村)

委員長 清水 兵庫

副委員長 森田ちづよ

委員 浜中 由造

〃 中村 賢次